

新設される大学等に係る  
機関要件の確認事務に関する指針  
(2019 年度版)

令和元年 9 月 24 日

## 1. 前提

新設される大学等に係る機関要件の確認事務については、基本的には「機関要件の確認事務に関する指針（2019年度版）（令和元年6月25日）」（以下、「原指針」という。）に基づき対応するが、当該大学等の開校前に確認を行うことになることを踏まえ、本指針において、所要の取扱いについて規定するものである。

（関係規程）

- 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年6月28日文科科学省令第6号）

（確認の申請等）

第五条（略）

- 2 前項の規定にかかわらず、確認を受けようとする大学等が学校教育法第四条第一項又は同法第百三十条第一項の認可（大学等の設置に係るものに限る。）を受けようとするものであるときは、当該認可を受けた後遅滞なく、確認申請書を提出するものとする。

- 機関要件の確認事務に関する指針（2019年度版）（令和元年6月25日）

（P.4）

※ 新設される大学等に係る機関要件確認における取扱い

確認申請を行う年度において、大学等の新設に関する認可申請を行っているときは、上記の確認申請書の提出期限にかかわらず、当該認可を受けた後、直ちに、確認申請書を提出させ、その審査を行うこと。確認した場合の公表については、可能な限り早期に行うこととし、遅くとも今年度末までに実施すること。このような確認手続が円滑に進むよう、認可手続と並行して、当該大学等に確認申請書案の提出を求め、事前審査を実施するなどの対応を行うことが望ましい。

## 2. 適用時期

本指針は、令和元年9月24日以降に行う機関要件の確認より適用するものとする。

## 3. 要件の取扱い

以下の要件については、「原指針」の記載に関わらず、下表の取扱いを基本として対応するものとする。

要件 （様式名又は添付書類名）	取扱い
実務経験のある教員等による授業科目の配置 （様式第2号の1-①）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政庁の認可を受けた、大学等の設置計画を踏まえ、予定について記載すること。</li><li>・ 「1.「実務経験のある教員等による授業科目」の数」は、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画書（シラバス）において学生に示す予定であるものを計上すること。（第2学年以降の分を含む。）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法」は、記載不要とする。</li> </ul>
<p>実務経験のある教員等による授業科目の配置 (様式第２号の１－②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政庁の認可を受けた、専門学校の設置計画を踏まえ、予定について記載すること。</li> <li>・ 「１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数」は、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画書（シラバス）において生徒に示す予定であるものを計上すること。（第２学年以降の分を含む。）</li> <li>・ 「２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法」は、記載不要とする。</li> </ul>
<p>学外者である理事の複数配置 (様式第２号の２－①)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「原指針」のとおり。</li> </ul>
<p>外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置 (様式第２号の２－②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「原指針」のとおり。</li> </ul>
<p>厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表 (様式第２号の３)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政庁の認可を受けた、大学等の設置計画を踏まえ、予定について記載すること。</li> <li>・ 「授業計画書の公表方法」、「客観的な指標の算出方法の公表方法」、「卒業の認定に関する方針の公表方法」は、記載不要とする。</li> </ul>

<p>財務・経営情報の公表 (様式第2号の4-①)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1. 財務諸表等」は、設置者である法人の前年度の財務諸表等が存在しない場合は、記載不要とする。</li>   <li>・ 「3. 教育活動に係る情報 (1) 自己点検・評価の結果」は、記載不要とする。</li>   <li>・ 「3. 教育活動に係る情報 (3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要」のうち、以下の項目は、行政庁の認可を受けた、大学等の設置計画を踏まえ、予定について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要(「公表方法」以外の部分)</li> <li>・ ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること(「a.教員数(本務者)」、「b.教員数(兼務者)」の部分)</li> <li>・ ④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること(「a.入学者の数、収容定員、在学する学生の数等」のうち、「入学定員」、「収容定員」、「編入学定員」の部分)</li> <li>・ ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</li> <li>・ ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</li> <li>・ ⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること</li> </ul> </li>   <li>・ 「3. 教育活動に係る情報 (3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要」のうち、以下の項目は、記載不要とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要(「公表方法」の部分)</li> </ul> </li> </ul>
-----------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②教育研究上の基本組織に関する こと</li> <li>・ ③教員組織、教員の数並びに各教 員が有する学位及び業績に関する こと（「各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）」の部分）</li> <li>・ ④入学者の数、収容定員及び在学 する学生の数、卒業又は修了した者 の数並びに進学者数及び就職者数そ の他進学及び就職等の状況に関する こと（「b.卒業生数、進学者数、就職 者数」の部分）</li> <li>・ ⑦校地、校舎等の施設及び設備そ の他の学生の教育研究環境に関する こと</li> <li>・ ⑨大学等が行う学生の修学、進路 選択及び心身の健康等に係る支援に 関すること</li> <li>・ ⑩教育研究活動等の状況について の情報の公表の方法</li> </ul>
<p>財務・経営情報の公表 （様式第2号の4-②）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1. 財務諸表等」は、設置者である法人の前年度の財務諸表等が存在しない場合は、記載不要とする。</li> <li>・ 「2. 教育活動に係る情報 ①学科等の情報」のうち、以下の項目は、行政庁の認可を受けた、専門学校の設置計画を踏まえ、予定について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「分野」、「課程名」、「学科名」等の表のうち、「分野」、「課程名」、「学科名」、「修業年限」、「昼夜」、「全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数」及び「生徒総定員数」</li> <li>・ 「カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）」の表</li> </ul> </li> <li>・ 「2. 教育活動に係る情報 ①学科等の情報」のうち、以下の項目は、記載不要とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「分野」、「課程名」、「学科名」等の表のうち、「専門士」、「高度専門士」、「開設している授業の種類」、「生徒実員」、「うち留学生数」、「専任教員数」、「兼任教員数」及び、「総教員数」</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）」の表</li> <li>・ 「中途退学の現状」の表</li> <li>・ 「2. 教育活動に係る情報 ②学校単位の情報」のうち、「a) 「生徒納付金」等」は、行政庁の認可を受けた、専門学校の設置計画を踏まえ、予定について記載すること。</li> <li>・ 「2. 教育活動に係る情報 ②学校単位の情報」のうち、「b) 学校評価」は、「学校関係者評価の基本方針」の欄に評価の実施方法・体制を記載するとともに、併せて「学校関係者評価の委員」の欄に「学校関係者評価を確実に実施し、2021年度末までにその結果を公表するために委員の選任を行う」旨を記載し、かつ、「学校関係者評価結果の公表方法」の欄に「2021年度末までに評価を確実に公表する」旨を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「原指針」にある「2019年度の確認申請に限り、特例として、申請時点までに学校関係者評価の実施方法・体制が決められていれば、評価の公表が2020年度からであっても要件を満たすものとする」との特例は適用しない。</li> </ul> </li> <li>・ 「2. 教育活動に係る情報 ②学校単位の情報」のうち、「c) 当該学校に係る情報」は、記載不要とする。</li> </ul>
<p>設置者の財務状況・大学等の収容定員充足率  （経営要件を満たすことを示す資料）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「Ⅰ 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況」、「Ⅱ 直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況」は、設置者である法人の財務諸表等が存在しない年度分は、記載不要とする。</li> <li>・ 「Ⅲ 申請校の直前3年度の収容定員充足率の状況」は、記載不要とする。</li> </ul>

#### 4. 添付書類の取扱

以下の添付書類については、「原指針」の記載に関わらず、下表の取扱を基本として対応するものとする。

添付書類名	取扱
実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》 （「実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政庁の認可を受けた、大学等の設置計画を踏まえ、予定について記載すること。</li> </ul>
実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》 （「実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係） （「厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部等ごとに「省令で定める基準単位数（又は授業時数）」に相当する授業科目分を提出すること（授業計画書（シラバス）案で差し支えない）。               <ul style="list-style-type: none"> <li>「原指針」にある「ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、授業計画書（シラバス）とは別途の資料（一覧表等）において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、学生（生徒）に示している場合は、当該授業科目を計上することができる」との特例は適用しない。</li> </ul> </li> </ul>
大学等の設置者の理事（役員）名簿 （「学外者である理事の複数配置」関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原指針」のとおり。</li> </ul>
大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿 （「外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原指針」のとおり。</li> </ul>
客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料 （「厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出不要とする。</li> </ul>
《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原指針」のとおり。</li> </ul>
確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政庁の認可を受けた、大学等の設置計画を踏まえ、「設置予定の学部等の一覧」について提出すること。</li> </ul>